

企画県土警察常任委員会資料

(平成21年10月8日)

【その他報告事項】

- 1 県展出品作品に係る個人情報開示における不適切事例について

【文化政策課】・・・1ページ

文化観光局

県展出品作品に係る個人情報開示における不適切事例について

平成21年10月8日
中部総合事務所県民局
文化観光局文化政策課

第53回鳥取県美術展覧会（以下「県展」という）出品作品に係る個人情報の開示にあたり不適切な事例が発生しましたので、次のとおり報告します。

- 1 発生日時 9月14日（月）午後2時頃
- 2 発生場所 中部総合事務所県民局県民活動課内
- 3 情報内容

県展デザイン部門の出品作品に係る次の情報（40名分）

- ①題名 ②出品者名 ③居住市町村名 ④各審査員の個別得点（なお審査員は匿名）
- ⑤総合得点（合計点） ⑥入選ラインの点数 ⑦「入選」、「落選」の別

※ 当該情報については、事業を所管する文化政策課のほか、県立博物館、中部及び西部総合事務所県民局において口頭による開示を行っている（9月10日から10月9日まで）。

4 不適切事案の概要

(1) 経緯

9月14日（月）午後2時頃にデザイン部門出品者が、口頭開示申請のため中部総合事務所県民局に来庁。その際に対応した県民活動課職員が、他の出品者の情報を隠すことなく、デザイン部門の出品者の成績が記載されたページを開き当該申請者に見せた。なお、職員にはこの時点で個人情報の不適切な取扱いに当たるとの認識がなかった。

9月17日（木）に改めてこの事案について県民活動課内で協議した際に、個人情報の不適切な事案として認識した。

(2) 原因

当該職員は、審査結果の開示について写し等を申請者に渡さなければ、他の出品者の成績が記載されたページを見せることは問題ないと勘違いするとともに、組織としての情報共有と適切な対応ができていなかった。

5 事案への対応

- (1) 9月17日に申請者に、14日に行った成績の開示の仕方が不適切であったこと、また、他の出品者の情報について見た内容を口外しないよう、お詫びとお願いをした（申請者からは、他人の情報は覚えていないし、口外もしない旨の回答を得た。）
- (2) 情報を見られた他の出品者40人には、9月17日に電話でお詫びをするとともに（1名が連絡が不通）、翌18日に改めて全員にお詫びの文書を送付した。

6 適正な開示への取り組み

- (1) 中部総合事務所においては、所長・局長会議等を通じて所属職員に対し個人情報の適正な取扱いを徹底した（9月18日、28日実施済）。
- (2) 文化政策課においては、口頭開示機関に対して、今回の事案を踏まえた個人情報の取扱いについて文書通知を行った（9月28日通知済）。
- (3) 次年度の口頭開示の方法について、工夫・改善を検討する。